

長野労働局職員【任期付任用職員】募集要項

国民の雇用を守る国の行政機関として、各施策を促進するために都道府県労働局等の人員・組織体制の一層強化を目的として、現在、長野労働局では令和２年度第二次補正予算における都道府県労働局等の臨時増員職員の令和７年度の任期を定めた職員を募集しています。

民間企業等での業務の経験を有し、助成金支給や雇用保険等に関連する業務の遂行に従事する職員です。

１ 職種

都道府県労働局等の任期を定めた常勤職員

２ 業務内容

雇用調整助成金等の支給業務及びその他関連する業務

３ 募集人員

１名

４ 応募資格

（１）以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

（２）以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第８１条の６（定年による退職）に該当する方及び附則第８条に該当する方（採用予定日において満６２歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則 8－12 第 42 条第 2 項第 1 号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和 8 年 3 月末日までとなります。

6 採用日

令和 7 年 11 月 1 日を予定しています。

7 勤務地

松本公共職業安定所（松本市） 1 名

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次有給休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

（1）履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書右上の余白部分に「任期所」と記載し、写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

（2）論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

＜論文の課題＞（800 文字程度）

「雇用調整助成金と休業支援金の関係性について述べよ。また、自身のこれまでの業務経験を、これらの業務にどのように活かせるか。」

※提出様式は任意とします。

（3）応募先

（1）及び（2）については、1 つの封筒に同封し、長野労働局総務部総務

課の任期付任用職員募集担当あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記１３のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

なお、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けてください。

11 応募期限

令和７年９月１７日（水）

応募書類は当日の消印有効（持参の場合は当日１７：００まで）とします。

12 選考方法

【第１次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第１次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和７年９月２６日（金）予定

通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

【第２次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和７年１０月１日（水）で実施予定

（詳細な日時及び場所等については、第１次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和７年１０月８日（水）予定

可否にかかわらず全員に連絡します。

13 応募等に関する照会先

長野労働局総務部総務課（任期付任用職員募集担当）

郵便番号 ３８０－８５７２

住 所 長野市中御所１－２２－１

電 話 ０２６－２２３－０５５０

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（18万円～36万円程度。※一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額3,000円、子1人につき11,500円等
 - 住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額
（1か月あたり最高150,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・6、12月に俸給等の年間計約2.8～4.5か月分（勤務実績等により変動あり）